

事業主・労働者のすべての皆さまに知ってほしい。
安心して働ける社会のためのルールです。

◎労働契約の締結・変更には、労使の対等の立場における合意によるのが原則です。

◎就業規則を一方的に変更しても、労働者の不利益に労働条件を変更することはできません。

◎就業規則の変更により労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。

●就業規則の変更が合理的であること ●労働者に変更後の就業規則を周知させること

◎権利濫用と認められる出向・懲戒・解雇は無効です。

◎契約期間中に有期契約労働者を解雇することは、やむを得ない場合を除き、できません。

労働契約法、平成20年3月からスタート。